

常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会（仮称）

規 約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会」（以下「専門部会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 専門部会は、常願寺川および神通川の関係機関が連携・協力し、大雨等によって起こる事態を共有し、それに備えた防災行動をあらかじめ時系列的に整理した常願寺川・神通川タイムラインの検討や運営等を図り、時間的制約等が厳しい災害発生時における防災行動を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

（位置付け）

第 3 条 専門部会は常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会規約第 7 条に基づく専門部会として位置付けるものとする。

（所掌事項）

第 4 条 専門部会は、次の各号の事項について所掌する。

- 一 各構成員における常願寺川・神通川タイムラインの検討の促進及び検討状況の共有
- 二 常願寺川・神通川タイムラインの見直し・強化
- 三 常願寺川・神通川タイムラインを用いた演習の実施
- 四 その他必要な事項

（組織構成）

第 5 条 専門部会の組織構成は、次の各号のとおりとする。

- 一 専門部会の組織は、別紙に掲げるものとする。
- 二 専門部会の組織の変更は、必要に応じ、事務局がその都度会議等に諮って定めるものとする。

（公開）

第 6 条 専門部会は原則非公開とする。なお、構成機関の承諾を得たうえで、専門部会の結果を協議会等へ報告することにより公表することができる。

（事務局）

第 7 条 専門部会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所流域治水課が行う。
- 3 事務局は、会議の招集・運営に関する事務、その他の事務を処理する。
- 4 事務局は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、事務局がその都度会議に諮って定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和5年 月 日から施行する。

【別紙】

常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会
構成機関

富山市

舟橋村

立山町

上市町

滑川市

射水市

富山県土木部河川課

富山県危機管理局防災・危機管理課

富山県富山土木センター

富山県富山土木センター立山土木事務所

富山県新川土木センター

富山県高岡土木センター

北陸電力(株)富山支店

富山県室牧ダム管理事務所

西日本旅客鉄道(株)金沢支社

あいの風とやま鉄道(株)

富山地方鉄道(株)

中日本高速道路(株)金沢支社 富山高速道路事務所

西日本電信電話(株)富山支店

日本海ガス(株)

富山地方気象台

北陸地方整備局富山河川国道事務所 流域治水課(事務局)

(オブザーバー)

富山県警察本部

北陸地方整備局富山河川国道事務所 道路管理第一課